

品川区ひとり親家庭住宅入居支援事業実施要綱

制 定 令和元年12月1日

区長決定 要綱 第330号

改正 令和 3年 3月 1日要綱 第128号

改正 令和 3年 6月24日要綱 第198号

(目的)

第1条 この要綱は、住宅に困窮するひとり親家庭に対して、民間賃貸住宅入居のための支援を行うため、必要な事項を定めることにより、初回保証委託料の助成を行い、ひとり親家庭の生活の安定を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) ひとり親家庭 18歳未満の児童および同居してこれを扶養する母もしくは父またはこれに準じるもののみで構成される世帯をいう。
- (2) 民間賃貸住宅 申請者が、所有者と賃貸借契約を締結し、自らが家賃を支払い、自己の居住用として使用する住宅をいう。
- (3) 初回保証委託料 賃貸借契約を締結するにあたり保証会社と保証委託契約を締結する際の初回保証委託料をいう。

(助成要件)

第3条 本事業の対象となるものは、品川区内に引き続き6カ月以上居住しているひとり親家庭の児童扶養手当を受給している父または母で、次の各号に掲げる要件を全て備えているものとする。

- (1) 賃貸借契約上の連帯保証人を立てることができないこと
- (2) 生活保護、中国残留邦人等の支援給付を受けていないこと
- (3) 転居先が品川区内であること
- (4) 過去に本事業を利用したことがないこと

(事前相談の実施)

第4条 本事業の助成を受けようとする者は、申請前に事前相談を行い、本事業の助成を受けることで、第1条に規定する目的が達成できるか、区長に確認を受けなければならない。

(申請)

第5条 本事業の助成を受けようとする者は、品川区ひとり親家庭住宅入居支援事業助成金申請

書（第1号様式）により区長に申請しなければならない。

2 申請書の提出に際しては、次の書類を添付しなければならない。

- (1) 戸籍謄本（申請者および扶養している児童の記載のあるもの）
- (2) 住民票（世帯全員分で、続柄・本籍地記載のあるもの）
- (3) 児童扶養手当証書の写し
- (4) 転居先を明らかにする書類や保証委託料を含む移転費用の見積書
- (5) その他区長が必要と認める書類

（決定）

第6条 区長は、前条の規定に基づく申請を受理したときは、第3条の規定による申請者の要件を満たしているかを調査のうえ、助成金の交付の可否を決定し、品川区ひとり親家庭住宅入居支援事業助成金審査結果通知書（第2号様式）により、申請者に通知する。

（請求）

第7条 前条の規定により、助成金の交付の決定を受けた者（以下「対象者」という。）は、品川区において新たに居住する民間賃貸住宅の賃貸借契約を締結したときは、区長に助成金の請求をすることができる。ただし、品川区ひとり親家庭住宅入居支援事業助成金請求書（第3号様式）に次の書類を添付して、賃貸借契約の初回保証料の支払日から起算して30日以内に区長に請求しなければならない。

- (1) 転居先住所の住民票
- (2) 新たに契約を締結した賃貸借契約書の写し
- (3) 保証会社の初回保証委託料領収書の写し
- (4) 支払金口座振替依頼書
- (5) その他区長が必要と認める書類

2 区長は、前項の請求書を受けたときは、内容を確認し、初回保証委託料の実費額を助成金として交付する。ただし、予算の範囲内において助成を行うものとし、助成金の額は10万円を限度とする。

（交付決定の取消し）

第8条 区長は、対象者が次の各号のいずれかに該当する場合は、第6条の規定による決定を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により助成金の交付の決定を受けたとき。
- (2) その他区長が助成することが適当でないとしたとき。

2 区長は、前項の規定により助成金の交付の決定を取り消したときは、対象者に対して既に交付されている助成金の一部または全部の返還を命じることができる。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、この事業の実施に関し必要な事項は、子ども未来部長が別に定める。

付 則

この要綱は、令和元年12月1日から適用する。

付 則

この要綱は、令和3年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、令和3年6月24日から適用する。